

知恵のまちづくり全国都市フォーラム2007in彦根

に舟橋市長が参加しました



川越市の取り組みについて、熱く語る舟橋市長

歴史的遺産や景観などを生かしながら、特色あるまちづくりを行っている都市の市長が一堂に会し、まちづくりについて語り合う「知恵のまちづくり全国都市フォーラム」。

6回目を迎えることは、5月31日・6月1日に、彦根市で開催されました。川越市のほか、彦根市・小樽市・倉敷市・尾道市が参加しました。

パネルディスカッションでは、「個性あるまちづくりへの将来展望」をテーマに、各市におけるまちづくりの取り組み状況や将来への可能性などについて、各市市長が紹介しました。舟橋市長は、小江戸川越の歴史や現在に至るまでのまちづくり、環境問題への取り組みや今後の抱負などを発表しました。また、「新たな展望として、フォーラムに参加した都市間における、気軽な市民交流を」と提案。さらに観光客1,000万人誘致に向けての取り組みや川越城築城550年記念のイベントについても、来場した皆さんにお伝えしました。



左から、小樽市長・川越市長・倉敷市長・尾道市長・彦根市長が行ったパネルディスカッション

パネルディスカッションでは、「個性あるまちづくりへの将来展望」をテーマに、各市におけるまちづくりの取り組み状況や将来への可能性などについて、各市市長が紹介しました。舟橋市長は、小江戸川越の歴史や現在に至るまでのまちづくり、環境問題への取り組みや今後の抱負などを発表しました。また、「新たな展望として、フォーラムに参加した都市間における、気軽な市民交流を」と提案。さらに観光客1,000万人誘致に向けての取り組みや川越城築城550年記念のイベントについても、来場した皆さんにお伝えしました。

問い合わせ…都市景観課都市景観担当・TEL内線3271

補助金額（一回につき）：掘り替えⅡ 二万二千円まで
 改造Ⅱ 一万一千円まで
申請方法：資源循環推進課（本庁舎五階）または出張所にある申請書と、必要書類を資源循環推進課または出張所に提出
申請期間：掘り替え・改造Ⅱ 工事完了前▼清掃Ⅱ 清掃完了後、二か月以内（年度内二回まで）

吸込下水槽の掘り替えなどに補助します
 市では、下水道未整備地域に住んでいる方が、家庭雑排水の吸込下水槽の掘り替え・改造・清掃をしたときに補助金を交付しています。申請の期間・方法などは、次のとおりです。
申請期間：掘り替え・改造Ⅱ 工事完了前▼清掃Ⅱ 清掃完了後、二か月以内（年度内二回まで）

職場体験・福祉体験に挑戦
 「川越市中学生社会体験事業」を、今年度もすべての市立中学校で行います。
 この事業は、中学生が地域の皆さんとのふれあいを通して、自立心を養い、仕事に対する考え方や働くにあたっての基本的な資質や能力を育成することなどをねらいとしています。各中学校から中学生

「川越市中学生社会体験事業」を行います
 掃Ⅱ 四千六百円まで
 *補助金は口座振り込みのため、申請時に金融機関（郵便局を除く）の口座番号と印鑑が必要です。
問い合わせ：資源循環推進課 管理担当・TEL内線2631

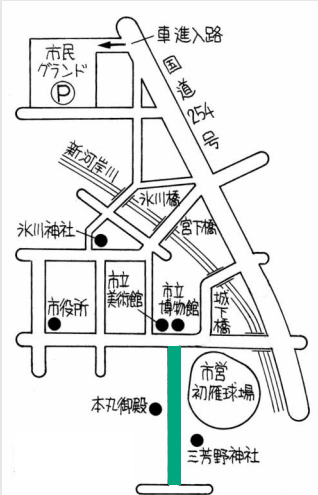
実施予定時期と中学校名(実施期間は、中学校が定めた二日または三日間)
 七月：初雁・砂・大東西・川越西
 十月：東
 十一月：川越第一・芳野・大東・霞ヶ関西
 十二月：高階西・山田
 来年一月：名細・鯨井
 同二月：富士見・野田・城南・南古谷・高階・寺尾・福原・霞ヶ関・霞ヶ関東
問い合わせ：教育指導課 担当・TEL内線2925

の受け入れについて依頼がありましたら、ご協力をお願いします。
 また、社会体験活動場所として協力可能な場合は、学区内の中学校長までご連絡ください。

高校野球夏季大会期間中の交通規制のお知らせ

大会期間中は、球場周辺の混雑が予想されるため、交通規制が行われます。規制区域は下図のとおりです。なお、大会期間中は市民グラウンドが臨時駐車場となります。

期間…7月12日(木)～21日(土)



問い合わせ…公園管理事務所・TEL222-1301
 試合結果について=初雁球場・TEL222-4908

特定疾患医療受給者 証の継続申請

特定疾患医療受給者証の有効期限は九月三十日(日)までです。十月以降も引き続き医療給付を受けるには、継続申請が必要です。七月二日(月)から八月十五日(水)までに、総合保健センターで申請してください。詳しくは、個別通知をご覧ください。

また、次のとおり出張受け付けを行いますので、ご利用ください。

会場・日時：高階南公民館Ⅱ
7月11日(水)・8月6日(月)▼



排水ポンプの操作を行う市職員

総合福祉センター・オアシスⅡ 8月2日(水)、午前9時～午後4時

問い合わせ：総合保健センター

1 成人保健担当・TEL 229-4124

交通遺児奨学金について

市では交通遺児の健全な育成のため、次のとおり奨学金の支給を行っています。

奨学金の支給資格

交通事故で死亡した親権者(親権者に準ずる方を含む)によって養育されていた、市内に在住する義務教育課程に

ある児童・生徒

* 交通事故の発生日の制限はありません。

交通事故の範囲

道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両の交通による人身事故で、日本国内で発生したもの。

奨学金の支給額

遺児一人につき、月額二千円以内。

支給時期

九月と三月の年二回支給を予定。

申請に必要な書類

① 新たに受給を希望する方

交通遺児奨学金支給申請

市職員が応急水害対策訓練を実施

これから秋にかけては、台風や大雨が心配な季節です。市では、いざというときに迅速な対応ができるよう、五月十六日に旧市民体育館前駐車場で、応急水害対策訓練を実施しました。

約九十人の市職員が参加し、水害が発生した場合を想定して、土のう積み・排水ポンプ操作などの訓練を行いました。

市民の皆さんの家庭でも、台風や大雨などの気象情報には十分注意し、適切な対応ができるようにしましょう。問い合わせ：防災危機管理課防災担当・TEL内線2241

書・交通事故証明書・死亡日が記載されている全部事項証明(戸籍謄本)または、死亡診断書の写し。

② 継続して受給を希望する方

交通遺児奨学金支給申請書を送付しますので、必要事項を記入してください。

申請方法

市立の小中学校に在学している児童および生徒は、学校を通じて申請してください。

それ以外の方は、安全安心生活課までご連絡ください。

申し込み期限

7月20日(金)。

問い合わせ：安全安心生活課

交通安全対策担当・TEL内線2477

計量器(はかり)の定期検査を行います

本庁管内において、計量器(はかり)を使用している方は、次の日程で定期検査を行います。

営業用を使用している方

は、はかりを会場まで持ち込み、必ず検査を受けてください。検査料は、はかりの種類によって異なります。

なお、出張所管内の方については来年度実施します。

日時：7月2日(月)～10日(火)

(土・日曜日を除く)、午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)

会場：計量検査所(石原町二丁目)

* 検査日以外は職員はいませんので、ご注意ください。

問い合わせ：商工振興課商業支援担当・TEL内線2723

集団回収事業報償金の申請を

四月一日～六月三十日(土)に実施した集団回収実績に対する報償金申請を、資源循環推進課(本庁舎五階)で受け付けます。

提出忘れのないよう、ご注意ください。

受付期間：7月2日(月)～13日(金)

提出書類：集団回収事業報償金交付申請書(代表者に郵送)

送)・集団回収実施報告書

問い合わせ：資源循環推進課減量リサイクル推進担当・TEL内線2635